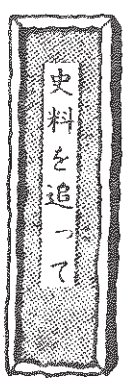


広報



昭和52年7月1日



その73 池田武治

往来手形 (2)

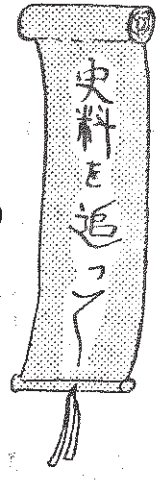
前月に引続いて今一通の手形証文をあげてみましょう。原文を読みやすくしてみました。

往来手形一札之事
「此度拙寺檀中夢川村源右衛門心願に依つて諸国神社仏閣拝札に應り出で候間先々行暮候節は一夜の止宿仰付られ下さる可候高一病死等致し候はば其所の御定法を以て御取置下さる可候其段趣以て御知らせに及び申さず候併しながら幸便御座候はば御知らせ下され候様御願申候後日の為往来手形一札依つて件の如し
嘉永三戌年 相川高座郡 三月 上寺尾村 檀曹洞宗 報恩寺印 諸国 村々御々 御役人衆中

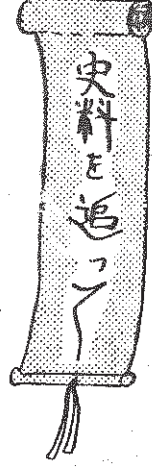
手形の形式は普通はこのように、最初願主が書かれています。同行者のある時は各人の身分居所氏名は省略し単同行何名と記すことも許されていきました。この手形はその先が前月の手形と通っています。「万一病死等致し」以下です。病死をしたらその村の御定法によって埋葬され、当方へわざわざ連絡ご無用としてあります。もつとも幸使があればお知らせくださいというものです。いかに封建時代であったとはいえ、非情を死への何と悲しい旅のパスポートであったことでしょう。だから一説には往来手形は身分証明書兼問所通過の許可願であると同時に旅行者が死んだ時の供養依頼状だとの見方をしている人もあります。

報恩寺文書 (一)

昨年十二月末のことです。寺尾の報恩寺本堂内に安置してある観世音菩薩像の上の天袋から偶然多数の古文書が発見されました。今から約三三三三年前の御朱印状の写をはじめとして冊形のもの三十九点、状のもの百七十四点計二百十三点もの大量な文書です。これを大まかに分類いたしますと、(一)御朱印関係、(二)宗門人別送り



その76 池田武治



その77 池田武治

報恩寺文書 (二)

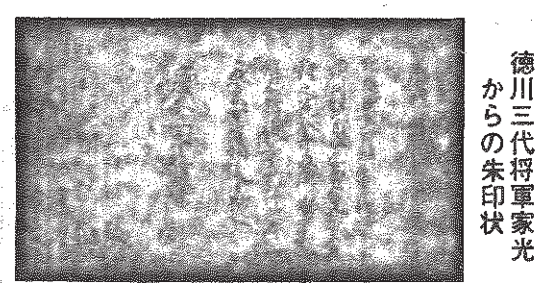
発見された「御朱印」の写し九通のうち一番古いのは慶安二年(一六四九)に三代將軍家光から出されたもので、内容は「村内の八石の領有を認めその中からの年貢や榎木などの供出を一切免除する」といったものです。

次いで古いのは貞享二年(一六八五)の五代將軍綱吉さらには享保三年(一七二八)の八代將軍吉宗のものか

関係 (一)祠堂金関係(質地証文) (二)本堂焼失および再建関係 (三)寺明細帳関係 (四)往来手形 (五)清口証文関係 (六)諸堂配置図 (七)その他雑になると思います。以上の中で(一)から(六)までは(六)はすでに今年三月のあやせ広報に掲載)を順次紹介して見たいと思っております。

ゆる「御朱印」と呼ばれていました。その権威は大変なもので、当時のお役人でさえ文句は言えなかつたのです。写しとはいえこの「御朱印」、九通目二冊、六通目一冊とバラ一枚が報恩寺に保存されていたのです。当時、印鑑に使用したのは黒が主に使われていたが、いわゆる「御朱印」(朱印状とも書かれる)が使われ出したのは戦国時代からで、一國一城のあるじである武將が、直接発行した公文書に手印を押したのが始まりだということ。一般の政務、隣國との外交文書、領地の通行許可証或は外國に渡航する船などに

延元年(一八六〇)の十四代將軍家茂が交付したのもまで九通分があり、内容はみな同じです。十五代統いた歴代將軍のうち九通分が書き残されているということ、当時將軍が交代するたびに新しい「御朱印」が発行されたからです。しかし発行日が全く同じの相模國分寺や実物が残されている千葉の觀喜寺の例を見ても「御朱印」が交付されたのは家光からのようで、四代家綱六代家宣七代家継十五代慶喜の代替りに交付されなかつた模様です。



徳川三代將軍家光からの朱印状

つづく